**平成２２年（フ）第１１３１号**
埼玉県朝霞市幸町３丁目７番24―１―503号
債務者　安田富美子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２５５号**
埼玉県北本市深井６丁目127番地　スカイハイツ1105号
債務者　淺田　修二
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２７７号**
埼玉県川口市領家３丁目１番４号　高井荘201号、旧住所埼玉県川口市芝５丁目３番16号　平和荘104号
債務者　鶴見　秀雄
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２８３号**
埼玉県蓮田市関山４丁目２番39号　関山ハイツ201号
債務者　白土とほる
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３０７号**
さいたま市見沼区東大宮６丁目51番地11
債務者　小松　明枝
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３５２号**
さいたま市大宮区大成町２丁目474番地　グリーンコーポ２―201
債務者　小林　幸恵
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第５３２号**
静岡県浜松市東区上石田町2259番地の２　ロイヤルいなばⅡ215号室、前住所静岡県浜松市北区初生町1210番地の11　サンピア河合Ｂ103号室
債務者　滝澤　　賢
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第６３２号**
栃木県鹿沼市幸町１丁目７番22号
債務者　岩本　芳子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６６１号**
栃木県鹿沼市楡木町153番地28　桐生ハイツＡ―２
債務者　田中　義弘
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６６２号**
栃木県鹿沼市楡木町153番地28　桐生ハイツＡ―２
債務者　田中　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６６４号**
栃木県宇都宮市大曽１丁目４番９号、前住所埼玉県越谷市谷中町１丁目20番地１　クリーンハイツ201
債務者　板井　敏雄
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６６５号**
栃木県宇都宮市大曽１丁目４番９号、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町155番地16　ビーラインフナモト101号
債務者　板井　晴美
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６６７号**
栃木県日光市芹沼1420番地１　エミールＡ101、前住所栃木県日光市荊沢540番地13　フロリスハイツ205
債務者　綱川　佳美
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２３６５号**
神奈川県茅ヶ崎市十間坂３丁目15番14号
債務者　田崎　義治
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２４４６号**
横浜市金沢区富岡東２丁目４番56―304号
債務者　渡邊弓賀子（旧姓平木）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２４６５号**
横浜市泉区和泉町1906番地２　クレールメゾン102、住民票上の住所横浜市泉区和泉町1938番地
債務者　鈴木　恵明
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部